



千葉県内初 メンタルチェックも含めた産婦健康診査 (2回分)費用の助成制度を開始

対象：平成29年4月1日以降の産婦健康診査2回分（産後2週間及び産後1か月）

助成額：1回5,000円、1人2回まで

本市では平成27年度より産後ケア事業を導入し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備しています。

現在、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されています。

このため、平成29年4月1日以降の産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制をさらに充実します。

<対象者> 産後2週間健診、産後1か月健診など、出産後間もない産婦。

<健診内容> 母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等

<回数> 対象者1人つき2回以内

<受診方法>

市と契約している医療機関：産婦健康診査受診票を提出し受診。

契約医療機関外：受診後に助成金の交付申請、領収書・母子健康手帳を持って手続きすれば規定の範囲内の費用を助成。

※産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦を把握した場合は、医療機関より市に速やかに連絡、市は産後ケア事業の利用勧奨をする等支援を実施。

【問い合わせ】

我孫子市健康福祉部健康づくり課

担当 細谷・大須賀・長島

☎ 04-7185-1126